

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和8年2月2日(月)
担当課	教育管理部幼児教育課
電話	0791-64-3222

報道機関各位

たつの市こども誰でも通園制度利用者募集

全てのこどもの育ちを応援し、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず、保育所・認定こども園を時間単位で定期的に利用できる「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」を令和8年度から実施しますので、利用者を募集します。

記

- 1 対象 保育所・認定こども園に通園していない生後6か月から満3歳未満のこども
※保護者の就労要件を問いません。
- 2 実施方法 原則、毎週同じ曜日・時間帯で利用(利用する月は、利用するこどもの保護者が選択可)
※利用できる曜日・時間帯及び定員等については、施設により異なります。
- 3 利用可能時間 こども1人につき月10時間まで
- 4 利用料 1時間につき300円
※利用世帯の市民税課税状況等により減免があります。
- 5 利用開始 令和8年4月

6 令和8年度実施施設 私立保育所・認定こども園（11園）

施設名	地域	所在地
たんぽぽ保育園	龍 野	龍野町宮脇10-4
旭こども園		龍野町富永16
あそびの丘		揖保町小畑541-1
すみれこども園		揖保町西構46-1
揖保みどり保育園		揖保町揖保中97-3
まことこども園		神岡町沢田467-1
西楽保育園		神岡町東鶯崎92-2
東栗栖保育園	新 宮	新宮町能地338-2
まあや学園	揖保川	揖保川町二塚385-1
じょうせんこども園	御 津	御津町朝臣130
岩見保育所		御津町岩見1462

- 7 利用申請 利用に当たっては、事前に市役所への利用申請が必要です。
 利用申請はこども誰でも通園制度総合支援システムで行います。
 ※申請受付：令和8年3月1日（日）から随時受付

※こども誰でも通園制度総合支援システム

<https://www.daretsu.cfa.go.jp/>



たつの市

こども[★]誰[★]でも

通園制度 利用者募集



全てのこどもの育ちを応援し、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず、保育所・認定こども園を時間単位で定期的に利用できるこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を令和8年度から実施しますので利用者を募集します。

対象 保育所・認定こども園に通園していない0歳6か月から満3歳未満のこども
※保護者の就労要件を問いません。

実施方法 原則、毎週同じ曜日・時間帯で利用（利用する月は、利用するこどもの保護者が選択可）
※利用できる曜日・時間帯及び定員等については、施設により異なります。詳細は市ホームページ又は実施施設にお問い合わせください。

利用可能時間 こども1人につき月10時間まで

利用料 1時間につき300円
※利用世帯の市民税課税状況等により減免があります。

利用開始 令和8年4月（利用申請受付：令和8年3月1日（日）から随時受付）

実施施設 市内私立保育所・認定こども園
※詳しくは市ホームページでご確認ください。

利用方法 うら面をご覧ください。

【お問い合わせ】たつの市教育委員会事務局幼児教育課

TEL:0791-64-3222

MAIL:yojikoiku@city.tatsuno.lg.jp

利用方法

①

【利用申請】

「こども誰でも通園制度総合支援システム」で利用申請を行います（申請者及びこどもの情報を登録してください）。

資格審査後に、たつの市から「アカウント発行のお知らせ」メールが届きますので、総合支援システムでパスワードリセットを行った後ログインし、利用者及びこどもの追加情報を登録してください。

②

【初回面談】

総合支援システムで施設を検索し、利用希望の施設に「初回面談」を予約してください。

施設から日程調整の連絡があるので、施設でこどもと一緒に面談を受けてください。

③

【利用予約】

施設から「受入可」のメールが届いたら、総合支援システムで利用の予約をしてください（希望する曜日・時間帯を登録してください）。予約が確定したら、施設から予約完了メールが届きます。

④

【利用料の支払い】

利用後に施設の指定する方法で利用料をお支払いください。

たつの市ホームページ

<https://www.city.tatsuno.lg.jp/kosodate-site/mokuteki/teate-josei/9848.html>



利用申請はこちらから

こども誰でも通園制度総合支援システム

<https://www.daretsu.cfa.go.jp/>

